

[illegible]

河野農政と人事

二九年一月一日由院分發後、龜山民政堂内閣が誕生。河野一郎兼農相に就任した。いわゆる選挙法をめぐり、その継命が連合すけられたいと拘らるゝ河野農相は東畑次官の諍議提出と共に年末、省内首脳部のタライ廻し人事を行つた。これにより前谷食糧厅长官が清和会派厅长官と入替り、当面の水産行政も最要職となつていた北洋サケ・マス許可は、農相との判断で政治解決へと押し切られるところとなつた。又この決定と同時に中堅としての人事異動も命令され、漁政部長増田盛がそれによつて漁政部長には経済産業省より岡本貞良が就任し、つづく四月には課長級の異動があり、海洋一課長の丹羽雅太郎が食糧庁に移つたと同時に調整一課長の木田繁が燐素べりし調整一課長に食糧庁から長谷川孝幸が転入してまつた。八月外遊に際して河野農相の帰國をまつて秋には再び首脳部の大更迭に着手されるものと見られていた。

諮問機関の動き

また河野農相は就任により農林、水産、食糧令を農林省の下に一体化するため閣内閣度令を復活し、水産閣内として平常大連閣(大水会長)、木下農雄(全漁連会長)、植木謙吉(日本相模牧)、鈴木英雄(小田原魚市場顧問)の四氏を編入した。八月に入つてから、在任内倉庁、局に調査會、懇談會を設置し、基本施策に対する民意の反映を図ることとし、業界權威(〇氏を網羅した水産調査會が華々しく発足した。

諮問機関の動き

中央漁業調整審議會 三〇年度には二月一日、六月一日にそれぞれ第一七回、第一八回審議會が開催されいすれも諮問議案とおりの審議を行った。審議事項そのものが低調であつたが、それにも増して委員諸公の發言も低調であるものであつた。業界の最高權威を集めた大臣諮問機關であるからにはお日付役らしい働きを見せて欲しいのだが、現在までの審議會は却り改正の事後承認の機関に過ぎているといふよう。

第一七回二月一日農林省會議室において開催され、小畑機輔底産調漁の告示変更など諮問議案を審議、要旨次の通り(の審議)を行

つた。

一、小重機船底曳鰲漁業につき郡城及びその
海城において許可することができ、船舶の
総屯数又は馬力数の最高限度を定める告示
の一部変更。

二、小型機船底曳網漁業整理特別措置法に基
き二九年度整理すべき小型機船底曳網漁業
に使用する船舶の附果別生数、合計総屯数
及び合計馬力数を定める告示の一部変更。

三、小型機船底曳網漁業の種別別船舶の隻数、合計艘数及び合計馬力数の最高限度を定める件。これは二九年三月に一應許可せらるる。

でそれらを差引き新たに枠を設けたもので整理を行わなかつた県は現行通り。

く三〇年度において整理すべき船舶は、船舶電網漁業に使用する船舶の都道府県別並歩合計艘屯数、合計財力数を定める告示案、三〇年度漁船整理実施計画として青森県

五、中型旋網漁業を許可することができる

船舶の都道府県別隻数の最高限度を變更す
件 当該都道府県の漁船原簿に登録して

の幾何学的な中位定理に注意す

るもののみに限定されている。

六、小型捕鯨業取締規則の一部改正　小型捕鯨業者はミシクを除くヒゲクジラ又はマッコウクジラを捕獲してはならない。

七、中型機船底曳網漁業取締規則の一部改正
これまで中型底曳網漁業取締規則の一部改正
とまざらわしい船があつたのを中型底曳網

しては認めないことにした。

九、母船式漁業取締規則の一部改正に関する
事後承認の件 国際捕鯨条約附喪の修正
甚き取締規則の第四八条第二項及び第五

第一八回六月一日農林省三番町分室で開かれた。諸間事項は三〇年度サケ・マス人工増産計画及び母船式無蒙取崩規則の二

改正の二件で、その他三〇年度予算、労働災害補償保険法の一部改正についての説明にローマの国際労働会議に出席した相川

池水産課長の二報告があり、西日本旋網漁

審事事項は次の通りである。

一、三〇年度サケ・マス人工孵化放流計画
件 水産資源保護法第一二条に基き三〇
年度における遡河性サケ・マスの人工孵化
放流計画を次の通り定める。

① 事業の実施主体を北海道サケ・マス
化場、実施地域を北海道とし、その体
は支場を北見、根室、十勝、天塩、

② 親魚捕獲、採卵、孵化、稚魚放流計を左の通りとする（別表略）。

二、船舶式漁業取締規則の一部改正の件
業法第六五条第一項及び水産富海保護法
四条第一項の規定に基き船舶式漁業取締
規則第四四条第一項中の「四七度」を「四

度」に改める。

漁港審議会 第一七回、六月一四日農林
三番町分室において開かれ、①第一種漁港
指定②指定内容の変更③漁港整備計画の

の三点が審議された。いずれも原案どお
申されたが、このうち特に漁港整備計画
正は二二特別国会の承認を得、三〇年度
六〇四港を対象に実施されることになつ

答申内容は次の通りである。

日露同盟調査官の乗船する日本政府の調査船を派遣し、約四月間（五沙）に亘り漁場価値なしと判断される各小漁区について詳細な調査を実施したのである。

今年の操業は前記取極めによる各小漁区の制限のため、任意の計画遂行は不図であり極めて不自然な操業を余儀なく実施せしめられたのである。

当初の第一沙（五月二十九日～六月四日）はウエスト漁場の九区、一〇区、第二沙（六月一日～六月二〇日）は同じく一〇区、八区、第三沙（六月二六日～七月五日）は同じく、八区、九区を操業し、第四沙（七月一日～七月二二日）はイースト漁場へ移動して二一区を、第五沙（七月二七日～八月五日）は同じく二一区、一九区の操業を行い、合計三二二トンを採取、この間ダイバー十二名の潜水病による死亡あり、また沙別採取計画に基く実績も揚らず、再開出漁後最も条件の悪い操業状況であつたのである。

この間、政府調査船第二号紀実丸は、軍州政府の調査官乗船のもとに一区、六区、一七区、二〇区等の無価値漁場の調査を実施したが、過去の史実通り何等の漁場価値をも発見するに至らなかつたのである。

カツオ・マダロ漁業

概況

伸び悩むマダロ漁業 一九年から三〇年に至る間のカツオ・マダロ漁業界は特例法の公布後第二年度にあたり、まさに窮乏途上の気運にあつたが、国際的に特筆されるべきビギン水爆被災事件のもたらした深刻且つ甚大な打撃に加え、二九年度秋頃からの対米輸出の頭打ち等に伴い、魚価の低下は容易に想像することなく、漁業経営上幾多の重大問題が繰出したのである。

ビギン事件の混乱に直面するや、全国のカツオ・マダロ漁業者はこれを契機として一致団結を計り局面打開に向つたのである。日本のカツオ・マダロ漁業協同組合連合会並びに日本カツオ・マダロ漁業者協会を中心とした対策本部の事件処理に対する努力と活動は並々ならず、極めて高く評価されるべきであらう。

ビギン補償問題は、マダロ類に対する放射能検査が一九年末をもって廃止され、三〇年一月四日、日本政府が受諾した二〇〇万ドル（七億二千万円）の賠償額の割分により、遅れながらも賠償がみられたのである。

この賠償割分をめぐつて国会では水産課員を中心にアメリカ側の補償額が少ないことを採り上げ、特別適資法案などの提議がなされたが、補償では被災漁業者をうるおすことにはならないとして、かつお、まぐろ漁業信用基金協会への政府出資として一億五千万円を国家補償することになった。

一方、漁業者側は補償金の配分が決つた後自己の配分額が、個別的には極めて僅少であることから、漁業者全体の継続性ある効果的使用方法を検討した結果、補償金を基金として漁業信用保証基金協会の設立することに意見がまとまり、それぞれ出資を完了、政府出資を合せて三億円のかつお、まぐろ漁業信用保証基金協会として、過洋底底漁業に次ぐ業種別基金協会が誕生したのである。

これにより漁業者は自己の出資額の六倍の銀行融資（当面農林中金一本立であるから農中からの融資に限定される）が可能となつたのである。

今後の運営方法には問題があるとしても、ビギン被災と云ふ大被害の災害によつて生れたこのかつお、まぐろ漁業者専用の基金が有効に活用されることが希ましい。中小企業融資保証制度の漁業面に於ける新しい進展として注目される。

又、海米マダロ輸出問題については、外務、通商、農林の関係各官間の打ち合せ、冷凍船積業者等民間側の対策協議会において善後策が検討され、輸出水産物の振興に関する法律の公布等、輸出調整に関する法定化の方向が推進されたのである。

この間にあつてわが国の漁業発展方策として昭和二八年七月一〇日公布された「以西横船底底漁業及び過洋カツオ・マダロ漁業の許可等に関する漁業法の臨時特例に関する法律」は三〇年七月九日を以て失効し、二

ヶ年に見つてとられたカツオ・マダロ漁業の生産力拡大方向は停止されたのである。以上のことに関連して、カツオ・マダロ漁業の現況と主要事項について述べることにする。

特例法の施行に伴う生産力の増大 特例法の施行に伴い、カツオ・マダロ漁業の生産力は、飛躍的に増大し、拡大された新漁場の開発と相俟つて、その重要性は一段と加えられたのである。

型への移行、設備の改善、近代化等による大型漁船の出現、他種漁業からの転業受入れによる新船許可等を推進した結果、その生産力は、三〇年四月末において、特例法実施前の二七年末に比較して、漁業許可隻数は一八%、漁船の船舶総トン数は四〇%とそれぞれ増加し、生産数量は二〇%の増進を示し、生産物の輸出は最大限の伸びをみせて一〇〇%の増進を遂げたのである。

かくの如き漁船勢力の拡大に対し漁船建造資金の奨励も活発に行われ、二九年度農林漁

カツオ・マダロ漁船勢力の推移

船型別	二七年末		二八年末		二九年末		三〇年七月九日	
	隻数	船舶総トン数	隻数	船舶総トン数	隻数	船舶総トン数	隻数	船舶総トン数
中型	三〇以上、五〇未満	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
大型	五〇以上、一〇〇未満	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
超大型	一〇〇以上	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
合計								

(註) 他に李ライン対策に基く臨時許可船七隻、及び他種漁業との季節的（六ヶ月以内）兼業許可船四一三隻あり。これは何れも中型カツオマダロ漁業許可である。

蘆漁場の開発調査 インド洋ならびに南太
 平洋の未開発蘆漁場を開発し、遠洋マグロ漁
 船の漁場利用度を有効適切に推進するため、
 水産庁は二九年度、識見初めての試みとして
 西インド洋海域について実施されたものであ
 る。

(1) 調査海域は未開発の新漁場であつて、南赤道反流勢力内にある第一海区から第三海区（南緯一〇度附近）までは釣獲率平均一八%、最高三〇%以上であり、既知漁場の北太平洋海域の釣獲率平均四%、南太平洋海域の

○ 資源調査について、計画的に継続実施する必要がある。特に手師による漁場の推移を把握し、漁場別漁獲物の組成、主要魚種の回遊系路等を周知、漁場成立の要素となる事項については、周年を通じて資料を得るまでに至つていないので今後の実施は時勢・海域を異にして更に科学的な調査研究を行うことが必要である。

(4) 今回の調査においては、特に国産合成纖維によるはえなお漁具を試作し使用した。漁具使用数は最多四〇二鉢、最少一九一鉢で

漁業者	母船名
大洋漁業	三天津丸 (三六三三)
	天洋丸 (二二三三)
	天洋丸
	三天津丸
大洋冷凍母船	サイパン丸 (一七五八)
計	五船回

一、設海面漁業

[illegible]

- (2) カッポー一本釣、マグロ延縄小計は一般海面漁業中に占めている生産量である。
- (3) カッポー一本釣、マグロ延縄は二〇屯以下の不登簿船も含む。従つて許可船のみとすればこの数が示すよりも若干少くなる。
- (4) 輸出货量は荷頭、細詰を合算した原料の微量である。
- (5) 右記以外の魚種生産量は省略した。

(2) 漁獲物の主要魚種は、キハダマダロであり全漁獲量の約八五%を占めていた。キハ

あつて、通常クレモナ五〇鉢、ナイロン五〇鉢、サラン五〇鉢あてを綿糸道具と混用し

魚種別、地方別生産状況（昭和二九年・単位千貫）

[illegible]

— 165 —

— 164 —

資料名：水産年鑑昭和31年版P162～2ページ
 著作権法に基づき提供された複写物です。著作権者等の許諾がなければ、掲載・配信等ができません。国立国会図書館 2025/7/11

た。各基調別の性状、成績からみて、在來の綿糸同様はえなわ漁具として利用されること
が一応立証されたのである。

許可方針の改正

改正の趣旨 三〇年七月九日特別法の失効を期に本府は、カッパ・マダロ漁業の許可の方針の改正を行つたのである。即ち、前述の如く、過去二、三年間の斯業の発展経過と現状からみて、当初構想した特別法制定の目的は充分達成されたことと云ふこと、一方、漁獲急増と増大の盛年好調をとり、業界の繁栄をもたせしめた。カッパ・マダロ類の対米輸出は、一九年秋以来の米國マダロ市場の軟化に伴ひ最近の状況からして、この當分現在以上の増産を企及することは、もちろんとせざるを得ないことを見達し、この際には米國以外の海外市場ならびに國內販賣の開拓に重点を指向する必要があること、然し、全般的に生産力に具合つた田舎な漁通が確立されるまでは、相づきの日俸を要することであり、従つて今後カッパ・マダロ漁業を健全に発展させるためには、適正魚個の維持と企業合理化、安定化を以てした諸措置を進めること、が緊要であること等、内外諸般の情勢を考慮し、現段階における操業力の拡大を出来るだけ

[illegible]

改正の要點
…… 這等カソオ・マダロ漁業について

(4) 二七年二月一日において船舶噸稅數
一〇〇屯以上のものの代船は、二四〇屯
未満まで減める。
(屯數個限)

(口)
船艀機電數二四〇也以上のものがある
は、夫々の電數の範圍内までとし、余剰
電數を生じた場合、これを他に利用する
ことは認めない。(電數制限)

（イ）従價の船舶（日本船舶）が、力（馬力）を
 電來源のもので、特別法により一〇〇馬
 以上となつたものの代船は一八〇馬未満
 まで、船舶総噸數七〇馬以上九五馬未滿
 のもので、一〇〇馬以上となつたもの
 船は一六〇馬未満まで認める。

從前通也

(イ) 二便以上の搭載漁船を使用することと認めない。
 (ロ) 搭載漁船の隻数制限
 (ハ) (イ)及び(ロ)の制限を数より大體化する場合は、計西番屯數と(イ)及び(ロ)の制限屯數との差額の屯數を中型カツオ・マグロ漁業の許可船舶を廢棄し補充した場合に限り認める。補充屯數計算は次の通りとする。

100

(1) 船艀総屯數七〇屯以上の許可船艀の

(2) 船舶無線電數七〇屯未満の許可船舶の

場合 (補充方法)
起業認可期間内に營造等に着手しない
場合、その期間の延長は認めない。

(認可期間延長の制限)
備考 官公庁の試験、指導、調査及び練習
船の試験操業の許可については、別途指
置を附する。

(イ) 申型カツオ・マダロ漁業について
三〇年七月九日において、船舶総電数
七〇以上のものの代船は一〇〇屯未満
までとし、電数に制限は設けない。
(ロ) 船舶総電数二〇以上七〇屯未満のもの
の代船は七〇屯未満まで認める。

數制限)

(ハ) 同の制限回数より大型化する場合は、他に中型カツオ・マグロ漁業の許可個数を廃業し補充した場合に限り船舶総トン数を一〇〇トン未満まで認める。

この場合の補充方法は、中型カシオ・マダロ漁業の許可船舶一隻を廃棄するとにより、代船三隻以内の補充点数とすべしと認めらる。(補充による大型化)

(三) 三〇年七月一〇日以降における新規
〔転換を含む〕許可及び新たな他種漁
との兼業許可は原則として認めない。

因 起業の認可期間内に建造等に着手しない場合はその期間の延長を認めない。
(認可期間延長の制限)

ビキニ水爆補償
補償問題の対米折衝経緯
二九年三月一六日、第五福竜丸の被爆が

「米國は設置者の治療及び公衆衛生上の見
道され、やその商標を米國大使館に
日本大使館を通知し、本件に關する米國政府
の折衝を開始し、一六日には取敢て米國
に本件發生の旨を通報したのである。日本
府の通報に對し在日アメリカ米大使は一九
「米國は設置者の治療及び公衆衛生上の見

日、

「本件調査の結果補償すべきことが明かに
れば適正妥当な補償を行うため、必要な調
をとる」旨の声明を発表した。

四月中旬、在京米國大使館に対し第五期

丸関係のみの損害算定の資料（要約資料）
費、生活費、船主の経路上の損害及び船体
漁具、漁獲物等の物的損害並びに感謝料）
提示し、さらに五月下旬においては、米割

（第五）福電丸乗組員の治療費、生活費、旅費及び乗組員私物の損害並びに船主の損害

資料名：水産年鑑昭和31年版P162～3ページ
著作権法に基づき提供された複写物です。著者

放射能検査の結果漁獲物を廃棄した漁船の損害、米側の危険区域拡大に伴う漁船の往回航行に伴う損害、三月一六日事件報道前に出港していたまぐろ漁船の魚価値下りによる損害、市場混乱により銅、銅貨、小売業者等の蒙った損害、事件処理行政費等」を提出し、本事件については明かに、その責任が米側側にある点を強く指摘し、速かに補償を行うよう交渉を行ったのである。

この折衝過程において、米側とは、損害の範圍および損害額について相当のべたりがあつたが、数次の折衝結果、二九年末、二〇〇万ドルをもつて、本件を早急に解決し得る見通しに至つたのである。

従つて、政府は三〇年一月四日の閣議において「ビキニ被災事件の補償問題の解決に関する件」を決定し、同日、日米間に左記趣旨の公文の交換を了したのである。

(1) 米側政府は日本国民の損害の補償のため法律上の責任とは関係なく、慰謝料として二〇〇万ドルを支拂う。

(2) 前記金額の配分は日本政府がこれを決定する。

(3) 日本政府は前記の金額を昨年のマーシャル群島における原子核実験より生じた日本国民およびその國民の一切の損害に関する諸

求の最終的解決として受諾する。

右公文の署名に先立ち、重光外務大臣よりアリソン米大使に対し、実験場の地理的近接性に鑑み、日本國民は将来に及ぼす影響について、米側政府が不幸な事件の再発防止のため十分な予防措置をとられるよう希望する旨を要請し、アリソン大使も公文交換後の挨拶において、この種事件発生防止のため万全の措置を講ずる旨を述べたのである。

ここに本事件補償問題は日米間に円満な解決を見た次第である。

妥結に至るまでの至たる国内措置

(1) 第五福竜丸乗組員に対する一ヶ年分の生活費ならびに慰謝料の内訳、及び久保山氏の弔慰金として、二〇、四九三千元を支出した。

(2) 第五福竜丸船主に対する六ヶ月分の生活費四、二七八千円の内訳、及び第五福竜丸の船体を学習研究船として二、〇〇〇千円で買上げた。

(3) マグロ延縄漁船の難船港において放射能衛生検査の結果、漁獲物を廃棄処分し附された漁船に対する損害額の内訳として、三一、四七三千元を支出した。

(4) マグロ類の魚価低落により経営上特に著しい打撃を受けたマグロ漁業者並に生産地

流通業者及び六大市場の流通業者に対し、資金運用部資金から、三三七、八〇〇千円の融資を行った。

慰謝料の配分

一月四日閣議で二〇〇万ドルの受領をもつて補償問題が妥結されるや、この補償額配分の措置に関する事項を協議し調整を図るため、内閣に左記打合会が設置され、この打合会において配分計画は鋭意検討が進められたのである。

打合会機構

会長 内閣官房長官
委員 内閣官房副長官
委員 法制局長官
委員 自治庁次長
委員 法務事務次官
委員 外務事務次官
委員 大蔵
委員 文部
委員 厚生
委員 農林
委員 運輸
委員 内閣総理大臣官房議室総務参事官
事務局 法制局第一部長
自治庁長官官房総務課長

参事

法務省民事局長
外務省アジア局長
大蔵省主計局長
文部省大学学術局長
厚生省医務局長
保険局長
公衆衛生局長
水産庁長官
運輸省船員局長

数次の打合会の開催により、慎重審議を重ねた結果、四月二六日の会合において、配分額の最終的成案を決定し、總て四月二八日の閣議にはかり正式決定をみたのである。

第五福竜丸の事件発生以来実に一年有余を経過し、また慰謝料受領後四ヶ月に達せんとする期間であつたが、これは第五福竜丸乗組員の治療見送しの困難さと、広範囲に亘る各損害項目別の被害額の再検討等に、予想外の日時を要し、問題が異例のケースであつたためである。

配分基準

(1) 対象漁船
昭和二九年五月末現在において中型カツオ・マグロ漁業者もしくは遠洋カツオ・マグロ漁業者許可を有する漁船

② 算出

当該水域の依存度とそれに関連をもつ航路延回上の損失割合を各船型別にその差を認め該項目の決定額を按分する。

(1) 魚価低落によるマグロ生産者の損害
(2) 対象漁船及び漁船
(3) 対象漁船
(4) 対象漁船
中型カツオ・マグロ漁業者、もしくは遠洋カツオ・マグロ漁業者の許可を有し、マグロ延縄漁業に従事した漁船の内、昭和二九年六月末日までに水揚げしたものの(母船式マグロ漁附属漁船の漁獲物で母船に水揚げした分を除く)

(1) 対象漁船の水揚げ別に基く旬別魚価別水揚げ額に対する損害額に応じて算定する。

(2) 漁獲物廃棄による損害
(3) 対象漁船
衛生検査の結果漁獲物の廃棄を行つた中型カツオ・マグロ漁業者もしくは遠洋カツオ・マグロ漁業者許可を有する漁船

(1) 対象漁船
衛生検査の結果漁獲物の廃棄を行つた中型カツオ・マグロ漁業者もしくは遠洋カツオ・マグロ漁業者許可を有する漁船

(2) 配分方法
(a) 廃棄魚価
賞当り月別平均魚価(代表的生産市場である神奈川県三時市場及び静岡県焼津市場の月別魚価平均)に廃棄した漁獲物数量を乗じて算定する

(b) 廃棄数量
漁獲数量は次の表により算定

a 海上投棄	
総重量五〇吨未満	二〇,〇〇〇円
五〇～一〇〇吨	三〇,〇〇〇円
一〇〇～一五〇吨	四〇,〇〇〇円
一五〇吨以上	六〇,〇〇〇円
b 陸上投棄	
陸揚げ数量	一〇貫未満 二〇,〇〇〇円
一〇～一〇〇貫	三〇,〇〇〇円
一〇〇貫以上	五〇,〇〇〇円
c 雑費	

漁業費 100 100 頁未満 100 頁以上 100 頁以上 100 頁以上

休漁損害 昭和二年六月末日までに入港した対象漁船につきその休漁期間に於ける算出する。

その他 事件発生直後の対象漁船四隻につき支出した雑費に於いて算定する。

漁獲物の廃棄を行つたことによる漁船の水揚分の特別値下り、損害対象漁船の水揚販売した漁獲物数量に算出する。

トロール以西底曳

以西底曳・トロールの現状と許可方針の改正

特別法の失効 水産庁では二十七年九月以来「以西底曳・トロール漁業及び以西底曳・網漁業対策要綱」を樹立し、沿岸漁業と漁場の明確に分離した遠洋漁業とし発展せしめることとし、漁船を大形化して設備の改善を図つて来た。これのために中間漁区船を指定遠洋漁業である以西底曳・網漁業に編入するため「以西底曳・網漁業及び遠洋漁業・マグロ漁業の許可等の漁業法の臨時特例に関する法律」(以下特別法という)を二十七年七月に制定し、また本船の代船には鋼船を建造することを奨励し、魚船の客積を増大しない限り各種設備の改善による漁船の大形化を奨励して来た。

底曳			
年次	合計隻数	合計総屯数	平均屯数
二五	六八隻	六、四八六・七	七・四七
二六	六六隻	六、四〇〇・七	七・七三
二七	六五隻	六、三六五・七	七・九四
二八	六三隻	六、三二七・七	七・九二
二九	六二隻	六、二八六・七	七・八八
トロール			
年次	合計隻数	合計総屯数	平均屯数
二五	五五隻	五、四四六・七	九・九〇
二六	五三隻	五、三六五・七	九・九三
二七	五二隻	五、三二七・七	九・八六
二八	五一隻	五、二八六・七	九・七八
二九	四九隻	五、二四六・七	九・七〇

鋼 船

年次	合計隻数	合計総屯数	平均屯数
二五	二五隻	二、五八六・七	一〇・三五
二六	二四隻	二、五四六・七	一〇・六三
二七	二三隻	二、五〇六・七	一〇・九一
二八	二二隻	二、四六六・七	一一・一九
二九	二一隻	二、四二六・七	一一・五五

の二〇七隻が特別法により指定遠洋漁業である以西底曳・網漁業に編入された。

このように、特別法の効果は充分にあつたが、これには農林漁業金融公庫より優先的に貸付金としての特典四億九、五〇〇万円に及ぶ融資があつて力があつた。

新許可方針 水産庁では、「特別法の失効に当り、以西底曳の現勢を檢討するに……昭和二年には後半期において安全漁業の見通しを得たため、戦後最高水準を取つた……しかし、過半数の年間の漁獲統計によれば魚種により単位漁獲努力あたりの漁獲量が増加の傾向にあるものもあり、並に減少の傾向にあるものも認められるが、漁獲対象魚種の下殺魚への転移、魚体の減少化等、総合的に判断すると……豊漁的に漁獲を許されず……対漁関係については漁場的に多くを……

期待し得ない」として現状を維持することに決定し、特別法の失効を機として新しい許可方針を定めて、対策要綱以前に遡り漁船の総屯数の制限が厳重となつた。

特別法は失効した。しかしそれは単に時期が来たから失効したのではなく、それ以上に特別法の延長を許さぬ客観状況があつたことを認めねばならぬ。このような客観状況を背景として新許可方針は従来の操業力拡大政策を逆に抑制する形でまとめられており、今後の推移をみようという意図が見られる。

従来の漁業法臨時特例に於ては、総屯数七五屯以上の底曳・トロールについては、改増屯及び代船の場合、漁船客積を増大しない限度においては総屯数を補充せず、また、それ以上に増屯する場合は超過部分の屯数を補充して増屯することを認めていた。改正後は超過屯数を補充しない限り総屯数の増加は一切認められないことになつた。総屯数七五屯未満の底曳については改増屯及び代船の場合には超過屯数を補充することなく七五屯まで大形化することを認めていた。

また、毎年定期に一定期間、東海・南海を休業し南支那海または海外漁場で操業するものについては、その休業期間に於ては総屯数の増加を認めることになつており、中間漁区船の特別法にもとづく認可の延長はこれを認めず、早急に以西に移行するよう抑置されていく。

漁船勢力の現状

二九年末における漁船の現状は表のように許可隻数は、底曳船では七八一隻で前年より二隻減つてゐるが、合計総屯数では一、三七七・八の増、トロールでは五八五隻(東海・南海外専用船(東海・南海外への出漁の専用船)三隻を含む)で隻数は同じであるが合計総屯数は一、六八九屯七〇の増となつてゐる。

東京市場マクロ類卸売価格の推移 (市場年報、月報)
年次 月 一 二 三 四 五 六 七 八 九 一〇 一一 一二 平均
マシロ 二八 二八 二八 二八 二八 二八 二八 二八 二八 二八 二八 二八 二八
マシロ 二九 二九 二九 二九 二九 二九 二九 二九 二九 二九 二九 二九 二九
マシロ 三〇 三〇 三〇 三〇 三〇 三〇 三〇 三〇 三〇 三〇 三〇 三〇 三〇
マシロ 三一 三一 三一 三一 三一 三一 三一 三一 三一 三一 三一 三一 三一
マシロ 三二 三二 三二 三二 三二 三二 三二 三二 三二 三二 三二 三二 三二
マシロ 三三 三三 三三 三三 三三 三三 三三 三三 三三 三三 三三 三三 三三
マシロ 三四 三四 三四 三四 三四 三四 三四 三四 三四 三四 三四 三四 三四
マシロ 三五 三五 三五 三五 三五 三五 三五 三五 三五 三五 三五 三五 三五
マシロ 三六 三六 三六 三六 三六 三六 三六 三六 三六 三六 三六 三六 三六
マシロ 三七 三七 三七 三七 三七 三七 三七 三七 三七 三七 三七 三七 三七
マシロ 三八 三八 三八 三八 三八 三八 三八 三八 三八 三八 三八 三八 三八
マシロ 三九 三九 三九 三九 三九 三九 三九 三九 三九 三九 三九 三九 三九
マシロ 四〇 四〇 四〇 四〇 四〇 四〇 四〇 四〇 四〇 四〇 四〇 四〇 四〇
マシロ 四一 四一 四一 四一 四一 四一 四一 四一 四一 四一 四一 四一 四一
マシロ 四二 四二 四二 四二 四二 四二 四二 四二 四二 四二 四二 四二 四二
マシロ 四三 四三 四三 四三 四三 四三 四三 四三 四三 四三 四三 四三 四三
マシロ 四四 四四 四四 四四 四四 四四 四四 四四 四四 四四 四四 四四 四四
マシロ 四五 四五 四五 四五 四五 四五 四五 四五 四五 四五 四五 四五 四五
マシロ 四六 四六 四六 四六 四六 四六 四六 四六 四六 四六 四六 四六 四六
マシロ 四七 四七 四七 四七 四七 四七 四七 四七 四七 四七 四七 四七 四七
マシロ 四八 四八 四八 四八 四八 四八 四八 四八 四八 四八 四八 四八 四八
マシロ 四九 四九 四九 四九 四九 四九 四九 四九 四九 四九 四九 四九 四九
マシロ 五〇 五〇 五〇 五〇 五〇 五〇 五〇 五〇 五〇 五〇 五〇 五〇 五〇
マシロ 五一 五一 五一 五一 五一 五一 五一 五一 五一 五一 五一 五一 五一
マシロ 五二 五二 五二 五二 五二 五二 五二 五二 五二 五二 五二 五二 五二
マシロ 五三 五三 五三 五三 五三 五三 五三 五三 五三 五三 五三 五三 五三
マシロ 五四 五四 五四 五四 五四 五四 五四 五四 五四 五四 五四 五四 五四
マシロ 五五 五五 五五 五五 五五 五五 五五 五五 五五 五五 五五 五五 五五
マシロ 五六 五六 五六 五六 五六 五六 五六 五六 五六 五六 五六 五六 五六
マシロ 五七 五七 五七 五七 五七 五七 五七 五七 五七 五七 五七 五七 五七
マシロ 五八 五八 五八 五八 五八 五八 五八 五八 五八 五八 五八 五八 五八
マシロ 五九 五九 五九 五九 五九 五九 五九 五九 五九 五九 五九 五九 五九
マシロ 六〇 六〇 六〇 六〇 六〇 六〇 六〇 六〇 六〇 六〇 六〇 六〇 六〇
マシロ 六一 六一 六一 六一 六一 六一 六一 六一 六一 六一 六一 六一 六一
マシロ 六二 六二 六二 六二 六二 六二 六二 六二 六二 六二 六二 六二 六二
マシロ 六三 六三 六三 六三 六三 六三 六三 六三 六三 六三 六三 六三 六三
マシロ 六四 六四 六四 六四 六四 六四 六四 六四 六四 六四 六四 六四 六四
マシロ 六五 六五 六五 六五 六五 六五 六五 六五 六五 六五 六五 六五 六五
マシロ 六六 六六 六六 六六 六六 六六 六六 六六 六六 六六 六六 六六 六六
マシロ 六七 六七 六七 六七 六七 六七 六七 六七 六七 六七 六七 六七 六七
マシロ 六八 六八 六八 六八 六八 六八 六八 六八 六八 六八 六八 六八 六八
マシロ 六九 六九 六九 六九 六九 六九 六九 六九 六九 六九 六九 六九 六九
マシロ 七〇 七〇 七〇 七〇 七〇 七〇 七〇 七〇 七〇 七〇 七〇 七〇 七〇
マシロ 七一 七一 七一 七一 七一 七一 七一 七一 七一 七一 七一 七一 七一
マシロ 七二 七二 七二 七二 七二 七二 七二 七二 七二 七二 七二 七二 七二
マシロ 七三 七三 七三 七三 七三 七三 七三 七三 七三 七三 七三 七三 七三
マシロ 七四 七四 七四 七四 七四 七四 七四 七四 七四 七四 七四 七四 七四
マシロ 七五 七五 七五 七五 七五 七五 七五 七五 七五 七五 七五 七五 七五
マシロ 七六 七六 七六 七六 七六 七六 七六 七六 七六 七六 七六 七六 七六
マシロ 七七 七七 七七 七七 七七 七七 七七 七七 七七 七七 七七 七七 七七
マシロ 七八 七八 七八 七八 七八 七八 七八 七八 七八 七八 七八 七八 七八
マシロ 七九 七九 七九 七九 七九 七九 七九 七九 七九 七九 七九 七九 七九
マシロ 八〇 八〇 八〇 八〇 八〇 八〇 八〇 八〇 八〇 八〇 八〇 八〇 八〇
マシロ 八一 八一 八一 八一 八一 八一 八一 八一 八一 八一 八一 八一 八一
マシロ 八二 八二 八二 八二 八二 八二 八二 八二 八二 八二 八二 八二 八二
マシロ 八三 八三 八三 八三 八三 八三 八三 八三 八三 八三 八三 八三 八三
マシロ 八四 八四 八四 八四 八四 八四 八四 八四 八四 八四 八四 八四 八四
マシロ 八五 八五 八五 八五 八五 八五 八五 八五 八五 八五 八五 八五 八五
マシロ 八六 八六 八六 八六 八六 八六 八六 八六 八六 八六 八六 八六 八六
マシロ 八七 八七 八七 八七 八七 八七 八七 八七 八七 八七 八七 八七 八七
マシロ 八八 八八 八八 八八 八八 八八 八八 八八 八八 八八 八八 八八 八八
マシロ 八九 八九 八九 八九 八九 八九 八九 八九 八九 八九 八九 八九 八九
マシロ 九〇 九〇 九〇 九〇 九〇 九〇 九〇 九〇 九〇 九〇 九〇 九〇 九〇
マシロ 九一 九一 九一 九一 九一 九一 九一 九一 九一 九一 九一 九一 九一
マシロ 九二 九二 九二 九二 九二 九二 九二 九二 九二 九二 九二 九二 九二
マシロ 九三 九三 九三 九三 九三 九三 九三 九三 九三 九三 九三 九三 九三
マシロ 九四 九四 九四 九四 九四 九四 九四 九四 九四 九四 九四 九四 九四
マシロ 九五 九五 九五 九五 九五 九五 九五 九五 九五 九五 九五 九五 九五
マシロ 九六 九六 九六 九六 九六 九六 九六 九六 九六 九六 九六 九六 九六
マシロ 九七 九七 九七 九七 九七 九七 九七 九七 九七 九七 九七 九七 九七
マシロ 九八 九八 九八 九八 九八 九八 九八 九八 九八 九八 九八 九八 九八
マシロ 九九 九九 九九 九九 九九 九九 九九 九九 九九 九九 九九 九九 九九
マシロ 一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇

(註) 指数は何れも前年同月を一〇〇とした指数である。
算出とりまとめ、生産者の損害額と共に併せて、その賠償の対米要求を行つたが、この交渉が意外に長びくこととなつた。そこで二月九日一月大蔵省と協定の結果、取組ます損害補填のため、生産者並びに産地及び六大都市仲買業者に政府資金による臨時融資が、六月、日米一億八千圓を行つた。この額は、六大都市仲買業者に対し、東京二九、〇〇〇千

四、横濱三、〇〇〇千圓、名古屋七、〇〇〇千圓、京都六、〇〇〇千圓、大阪一八、〇〇〇千圓、神戸七、〇〇〇千圓、計七〇、〇〇〇千圓である。尙産地仲買人に対しては、生産者関係の融資額の中から、三割二、一五〇千圓、浦賀八〇〇千圓、旗津一〇、〇〇〇千圓、清水三、〇〇〇千圓が融資された。
三〇年一月に入り、遅れていた米国の補償も、本事件により損害を蒙つた者すべてに対する賠償料といふこと、二〇〇万ドル(七億二、〇〇〇万圓)の額で、日米間の交渉が妥結した。これの配分については内閣に設けられた「ビキニ被災事件損害の補償指置」に関する打合せ」で慎重に検討され、四月二十八日閣議決定によつてその配分が正式決定を見た。この中市場関係業者に対しては、産地仲買業者へ一六、〇〇〇千圓、六大都市仲買業者へ二二、〇〇〇千圓、六大都市卸、小売団体へ六、〇〇〇千圓、製製品、焼酎輸業者へ三、〇〇〇千圓、醸造、冷凍団体へ六〇〇千圓、計四七、六〇〇千圓の配分が決定された。更にこの中の細分については、水産庁は六大都市市場長会議等を開催し種々検討した結果、結局次の如き配分に決定し、現在その交付手続が進行中である。
ビキニ補償金配分表 (単位: 千圓)
産地仲買業 三崎 九、〇〇〇 旗津 五、四〇〇
清水 一、六〇〇
六大都市仲買業
東京 九、九〇〇 横浜 一、〇九〇
名古屋 一、五八〇 京都 二、四七〇
大阪 五、二四〇 神戸 二、七二〇
六大都市卸、小売団体
東京 二、五四〇 横浜 二、四〇〇
名古屋 五、九〇 京都 五、四〇〇
大阪 一、五三〇 神戸 五、六〇〇
製製品、焼酎輸業 六、〇〇
醸造、冷凍団体
日本醸造協会 二五〇
日本マシロ醸造工業協同組合 一五〇
日本冷凍食品輸出組合 二〇〇
日本マシロ醸造工業協同組合 二〇〇
又これと前後して(五月)、市場業者に対しては補償支払までのつなぎ措置としての第二次融資が、産地仲買業へ一六、〇〇〇千圓(三億九、〇〇〇)、焼酎及び清水七、〇〇〇千圓、六大都市仲買業へ二二、〇〇〇千圓(東京九、三〇〇、横浜九、〇〇〇、名古屋二、二〇〇、京都二、〇〇〇、大阪五、六〇〇、神戸二、〇〇〇千圓)が認められた。
冷蔵コンテナの利用化 産地の如く水産物輸送面において、冷蔵貨車の絶対数が不足しているために、現在冷蔵車の輸車は、主として主要産地、主要消費地間の倉庫輸送に振向けられている。こうした事情にかんがみ、貨車廻りの悪い地方や貨車単位に荷のまとまらない地方から消費地への出荷及び消費地から農山村へ搬送する場合の小型冷蔵輸送を可能にするため、冷蔵コンテナの試作及びその実用化が計られることになり、水産庁では二九年度の企業合理化促進法第三條の規定に基き試験研究費補助を行うことになつた。この研究内容の重点は、冷蔵コンテナの構造と性能について、保冷効果と取扱の便宜とを調整することであり、種々検討の結果、大、中、小三種の冷蔵コンテナが試作され、その輸送試験が行われた。
右の結果も大体満足すべきことが判つたので、国鉄当局ではこの冷蔵コンテナを実際運搬面に採用することになり、試験用として六二〇台(右試作のもの六、中に相当するもの)を購入し、三〇年五月十九日公示第一五四号を以つて冷蔵コンテナによる貨物の特殊取扱方を定め、同二〇日より施行した。

題の政治的解決の二件を採択、直ちに国会、政府などに働きかけが行われた。その後、国会議員側、業界側各三五名の常任及び非常任の理事の選任は行われたが理事長選任に難行、業界より出すことに決めて元大日本水産会々長、島田忠雄が就任した。理事長正式決定まで旧漁連に引続いて川村常八郎（衆、北海道）がその任に当たっていたが、その後事務局長に徳久三郎（前衆議院専門委員）が当選している。水産界唯一の政治団体として表層は大きく、地方議会議員も構成員に含まれて中央と地方の水産行政の緊密な連絡と広範な中央水産行政の啓蒙が同会の事業となっている。

理事長 島田忠雄

事務局長 徳久三郎

日本捕鯨協会 初代会長太田康治の下に二三年一月二日創立、二七年一月二日藤田巖氏が就任、現在にいたっている。会員の親睦と連絡、捕鯨業の健全増進を目的とし、主として次の事業を行うことを立前にしているが捕鯨三社の代行的存在である。(1)会費相互の連絡、(2)資源の維持増進、(3)捕鯨業の調査研究、(4)関係助への交渉と手続の代行、(5)捕鯨船諸統計の蒐集のほか、「沿岸捕鯨統計」「遠洋捕鯨統計」「南洋捕鯨統計」小笠原捕鯨統計

「鯨の生物学的調査報告」等を年々刊行し、学会へ寄与している。又「捕鯨船舶整備改善委員会」「捕鯨対策委員会」の事務局を担当している。会費は日本、大洋、南洋、日東、近海の捕鯨五社、理事は鈴木九平、山崎喜之助、藤岡宇治治である。

日本遠洋漁業調査協会（以西） 昭和一五年五月、長崎、山口、福岡、徳島の各県九州出漁船舶底曳網漁業水産組合の四団体で連合して日本遠洋底曳網水産組合連合会（下関）が設立された。以後に解散（一九九一年一月）。九月に単一団体として東京に設立され、西日本船舶底曳網漁業水産組合が連合会の役割を強化継承した。これが現在の以西協会の前身である。戦後、汽船トロール漁業者も包含する態勢で、二二年六月日本遠洋底曳網水産組合として発足、九月に閉鎖解散となり解散、二三年二月現協会が誕生した。

同会は事業目的としては、(1)資源の維持増進、(2)調査研究、(3)漁業の改善、(4)労務者の養成、教育、厚生をうたっている。収支予算は現地支店を含めて約一、四〇〇円で会員の負担する会費によって支弁されている。機関紙としては毎月「底曳情報」を発行して連絡啓蒙を計っている。

現在の役員は次の通り。会長 尾崎英雄、

副会長 山崎喜之助、七田実吉、徳島岩吉、増田茂吉、事務 田中道知、常務 加藤喜八郎、理事 下関一三、福岡一〇、長崎一二、唐津一名、常任監事 川添為一。監事 富岡三郎ほか三名、顧問 小林小一郎。

最近一二年は漁船の整備対策や、日中漁業協定締結、など多忙を極め、大分、日中漁業日中漁協などその協力的活動は日本水産業界の歴史的發展をもたらした。

日本遠洋漁業調査協会

全国遠洋漁業協同組合連合会 二二年七月二一日、遠洋漁業者組合連合会として発足、水産業協同組合連行と共に二五年六月三日協同法に基づいて地方の遠洋漁業を傘下団体として連合会を設けた。戦後は全社経営の業者の多いことから別に漁業者協会を設けて二本建てになった。本質的には一体の団体であるため事業等も協議相携えて今日に及んでいる。最近一二年のビニール水爆被害以来、被害賠償運動に全力を傾け、同時に被害業者に対する賠償問題など前年に引続き対策の一応成功を納めて来ている。

三〇年〇月、米国より二〇〇万ドルの捕鯨配分が決定し、遠洋漁業者分捕額一五千万円を受けたので、最も有効なる使途を検討した結果、政府より一五千万円の助成金を得て

合計三〇千万円を以て、かねてより懸案であつた遠洋漁業協会を設立することに決定、

三〇年六月二五日臨時総会を開いて、組合員の承認を得、更に七月二四日東京市との事務的折衝を終えて組合員会議に於いて正式に決定、設立事務の都合上十一月五日登記を完了している。これら諸事業面では厳密な計画とデーターによる当会の積極的な採算を生かして当事者を、動かして来たことに特色がある。経費は漁船当たり七〇〇円の賦課金で賄っている。当会現役員は次の通り。

連合会長 協会長 横山登志丸、副会長 中山三、常務理事 小出勲男、連合会理事 中島石蔵、島山泰蔵、木村實太郎、中田清三郎、宮田征助、伊藤市太郎、寺本正市、久保田太郎吉、津井庄二郎、堀部虎猪、青木菊太郎、東三三、監事 山本九十九、清藤千代夫、浜田芳雄、協理理事 佐々木大三郎、菅野進、藤田三郎、山下雄吉、高橋貞、監事 長崎勝平。

日本定置漁業協会

二三年に一度設立され、そのまゝ有名無実の状態であつたところ二八年に関係者により再建の計画がなされ、二八年九月村山敏三を新会長に再発足した。当協会は政治的な問題解決よりも技術指導に重点をおき、特にこの面に於ては東海区水産の宮

本秀明博士を技術部長に委嘱、機関紙「てい」を刊行した。

三〇年八月六日、七日の両日は全国定置漁業者大会が岩手県釜石に於て開催され、定置漁業に於ける問題及び同漁業に関する研究発表など、あまねく検討され、成果を納めていく。堅実な漁業団体として期待する処大なるものがあるが、最近の定置漁業不振の現状から、協会維持には財政的な困難さは見逃がせない。

全国定置漁業協同組合連合会 二六年九月一四日創立。「会費が協同して漁業用海保局の合理的運営を確立し、漁業無縁の普及と高度の利用を図り、以て傘下組合員の漁業生産能力を増進し、経営状態を改善し社会的地位の向上」を目的として発足した。

機関紙「漁業と無縁」の刊行のほか(1)漁業海岸局の開発、維持運営並に調整、(2)漁船の無難航行工事並びに信理工事、(3)無縁機器の共同購入、(4)無縁に関する相談、意見発表

同購入

日本船舶底曳網漁業協会（以西） 二三年一月九日設立。「東経一三〇度以東船舶底曳網漁業の健全なる増進を利する為に参加業者の共通の利益の増進を図る」ことを目的とする。当時は関東北、四〇、九州、山陰、北海

道の五ブロック別に発足したが、後に北海道を除いて関東北が中心となつて大同団結、現在に至っている。(1)会費相互の連絡連絡、(2)調査研究、(3)漁業の改善、(4)労務者の養成、教育、厚生をうたっている。収支予算は現地支店を含めて約一、四〇〇円で会員の負担する会費によって支弁されている。機関紙としては毎月「底曳情報」を発行して連絡啓蒙を計っている。

三〇年〇月、米国より二〇〇万ドルの捕鯨配分が決定し、遠洋漁業者分捕額一五千万円を受けたので、最も有効なる使途を検討した結果、政府より一五千万円の助成金を得て

道の五ブロック別に発足したが、後に北海道を除いて関東北が中心となつて大同団結、現在に至っている。(1)会費相互の連絡連絡、(2)調査研究、(3)漁業の改善、(4)労務者の養成、教育、厚生をうたっている。収支予算は現地支店を含めて約一、四〇〇円で会員の負担する会費によって支弁されている。機関紙としては毎月「底曳情報」を発行して連絡啓蒙を計っている。

三〇年〇月、米国より二〇〇万ドルの捕鯨配分が決定し、遠洋漁業者分捕額一五千万円を受けたので、最も有効なる使途を検討した結果、政府より一五千万円の助成金を得て

三〇年〇月、米国より二〇〇万ドルの捕鯨配分が決定し、遠洋漁業者分捕額一五千万円を受けたので、最も有効なる使途を検討した結果、政府より一五千万円の助成金を得て

日本定置漁業協会

水産年鑑の見方

▼本年鑑は昭和二十九年以降三〇年六月までの事項を中心としているが、問題によっては更に過去に遡り、又可能な限り最近のものまでも集録した。

▼統計資料は出来る限り時点・単位・資料の出所を明記したが、引用範圍が極めて広範に亘るので集計・整理の方式もまちまちで、従つて引用箇所によつては若干の食い違いがある所もある。

▼会社、団体、人名等の固有名詞が同一文脈内に二回以上出る場合には、一般的に略称を使用した。例えば、日本水産株式会社は日本水産又は日水、全国漁業協同組合連合会は全漁連の如くである。又個人の敬称は全て省略した。

▼年号の早明治、大正は明記するか明治、大正の略字を使用した。昭和は特に必要な場合を除き省略した。

▼会社名略称の略字は、K＝株式、(合)＝合資、(有)＝合資、(有)＝有限を表わす。

あとがき

この年鑑は過去二年に引つづき企画され、一年間の水産行政や業界の事業の動向を集約して類型化することに意を用い、水産史の一環として体系的な記録とした。しかも記述は出来るだけ客観的に取扱い既に発表、刊行されたものにその振り所を求めたのである。然し総合的な取扱いに於いて不十分の点、真実の無知乃至錯覚から、いわば認識不足といわれる所が多いのは一に私共の不勉強の結果である。しかも敢て之を公にし大方の叱正をまつのである。之、業界各位が、本年鑑を活用し批判されることによつて一か年の事実をふりかえつて再検討していただきたいと念願しているからである。

本編に御協力御参画をいただいた多数の權威者、並びに水産五社をはじめ業界団体、会社等に対して厚く御礼を申述べると共に、今後とも業界、官界を始め各方面の、かわらざる御援助と御鞭撻を冀う次第である。

(三〇・一一 横野)

編集参画者名簿(順不同)

安藤繁夫	大石清一郎	酒井興一	横田久	平谷政徳	浜本幸生	遠藤信二	真野俊雄	宮本秀明	中森正元	五十嵐武雄	瀬尾重雄	矢野重雄	牧原治	渡辺太郎	加藤日出	野口泰	金崎正泰	赤井亮次	阿部誠二	市川電
上西泰藏	喜田和夫	井上長光	長谷川安彦	黒沢一清	菊地十四吉	菊本貞二	松本信男	加藤鉄彦	安藤四郎	小川公郎	西田智郎	菊野久子	菊野久子	若川武子	若川武子	若川武子	若川武子	若川武子	若川武子	若川武子

納本

水産年鑑

1956年版

昭和30年12月25日 印刷

昭和30年12月30日 発行

定価 ¥ 700.00 送料 千 50.00

編集者

財団法人 水産研究会

発行者

岡本信男

印刷者

日東紙工株式会社

製本

中村製本所

版圖

中央デザイン社

発行所

水産週報社出版部

東京都千代田区西神田二ノ九
電話・九段(33)四六五三番
振替・東京 五三七四三番